

議案第36号

久喜市スポーツ推進審議会条例

(設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号。以下「法」という。)第31条の規定に基づき、久喜市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、次に掲げるスポーツの推進に関する重要事項について、久喜市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じて調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

- (1) スポーツ推進計画に関すること。
- (2) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- (3) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (4) スポーツの行事の実施及び奨励に関すること。
- (5) スポーツの団体の育成に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

(委員の委嘱又は任命)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員委嘱後の最初の審議会の会議は、教育委員会が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成 2 7 年 2 月 9 日 提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

スポーツ基本法第31条の規定に基づき、同法第35条に規定するもののほか、スポーツ推進計画などのスポーツの推進に関する重要事項について調査審議するため、久喜市スポーツ推進審議会を設置したいので、この案を提出するものであります。